

## 第4章 日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定

本章は、法第56条の2の規定により日影規制の対象区域と日影時間の規制値を指定したものです。

**第9条** 法第56条の2第1項の規定により、条例で指定する区域は次の表の対象区域の欄に掲げる区域とし、法別表第4(ろ)欄の4の項イ又は口ののうちから条例で指定するものは次の表(4の項に限る。)の法別表第4(ろ)欄の4の項イ又は口の欄に掲げるものとし、条例で指定する平均地盤面からの高さはそれぞれ次の表(2の項及び3の項に限る。)の平均地盤面からの高さの欄に掲げるものとし、条例で指定する号はそれぞれ次の表の法別表第4(に)欄の号の欄に掲げる号とする。

	対象区域	法別表第4(ろ)欄 の4の項イ又は口	平均地盤面 からの高さ	法別表第4 (に)欄の号
1	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域			(1)
2	第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域		4メートル	(2)
3	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域		4メートル	(2)
4	用途地域の指定のない区域	イ		(1)

第一種・第二種低層住居専用地域は(1)の号(3時間-2時間)を指定しています。

第一種・第二種中高層住居専用地域は平均地盤面からの高さを4メートルとし、(2)の号(4時間-2.5時間)を指定しています。

第一種・第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域は平均地盤面からの高さを4メートルとし、(2)の号(5時間-3時間)を指定しています。

用途地域の指定のない区域(市街化調整区域)は軒の高さが7メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物を対象としています。また、平均地盤面からの高さは1.5メートルとし、(1)の号(3時間-2時間)を指定しています。

本市における冬至日の日影図作成の緯度と経度は、北緯35°30'、東経139°21'としています。なお、東経は測定による申請地の数値を採用することもできます。

表1は日影図作成に使用する太陽位置の参考データです。

表 1

季日(月日)太陽赤緯		冬至(12月23日ごろ) = -23°27'	
日出・日没時の方位角(度) (日出時刻、日没時刻)		60°74' (7:12、16:48)	
時刻 $T_s$ (真太陽時)		方位角 $A$ (度)	倍率 $\cot h$
午前	午後		
8:00	16:00	53.39°	6.95
8:15	15:45	50.90°	5.35
8:30	15:30	48.31°	4.36
8:45	15:15	45.61°	3.69
9:00	15:00	42.79°	3.21
9:15	14:45	39.86°	2.86
9:30	14:30	36.80°	2.58
9:45	14:15	33.61°	2.36
10:00	14:00	30.29°	2.19
10:15	13:45	26.84°	2.05
10:30	13:30	23.28°	1.94
10:45	13:15	19.59°	1.85
11:00	13:00	15.81°	1.78
11:15	12:45	11.94°	1.73
11:30	12:30	8.00°	1.69
11:45	12:15	4.01°	1.67
12:00	12:00	0.00°	1.66